

東北動物実験研究会会則

(名称)

第1条 本会は東北動物実験研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は研究者と技術者が相互に実験動物及び動物実験に関する知識、技術、その他有力な情報を交換することにより、東北地方における実験動物学の発展並びに、適正な動物実験の啓発に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、実験動物及び動物実験に関わる東北地方の研究者並びに本会の主旨に賛同する個人または法人とし、正会員と賛助会員より構成される。

- (1) 正会員は、本条第1項に該当する個人とする
- (2) 賛助会員は、本条第1項に該当する法人とする

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために会員相互の知識及び技術の交流を行う。

- (1) 動物実験（実験動物）に関する大会、研究発表会などの開催
- (2) 適正な動物実験の実施に関する啓発普及
- (3) その他必要と認める事業

(大会)

第5条 第4条第1項に定める大会は毎年1回、役員が所属する組織が主管となり東北6県で大会を運営する。大会の開催県は役員会で決定する。大会は大会長が役員との協力の下、企画する。

(運営)

第6条 本会の運営及び事業は別に定める会費により行う。会費の管理は第18条に定める研究会事務局で行う。

(入会)

第7条 本会への入会には以下を必要とする。

- (1) 入会は事務局への入会届の提出
- (2) 会費の支払い
- (3) 役員会での3分の2の承認

(退会)

第8条 以下の場合、本会からの退会とする。

- (1) 会員による退会届の提出
- (2) 学生の会員の場合、指導教員による退会届の提出
- (3) 理由なく2年以上の会費を滞納した場合

(会費)

第9条 会費は、会員区分に従い以下の通りとする。

- (1) 個人会員は会員1人あたり年額1,000円とする
- (2) 賛助会員は1法人あたり年額10,000円とする

(役員)

第10条 本会運営のため次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 賛助会員幹事 1名
- (5) 監査役 2名

(会長・役員を選任)

第11条

(1) 会長は幹事の中から互選で選出され、総会の承認を得る。任期は2か年とし、再選を妨げない

(2) 副会長は幹事の互選で選出され、総会の承認を得る。任期は2か年とし、再選を妨げない

(3) 幹事は東北6県の各県から1名以上置くものとし、以下の手順により選出される

- ① 個人会員であって、3名以上の個人会員より推薦を受ける
- ② 役員会で3分の2の承認を得る
- ③ 再選される幹事や新たな幹事は、毎年1回開催される定例の総会で承認を得る
- (4) 幹事の任期は2か年とし、再選を妨げない
- (5) 幹事が再選する際、個人会員の推薦は必要としない
- (6) 賛助会員幹事は役員会により、1名選出される
- (7) 監査役は会長が指名する

(役員会の会務の分担)

第12条

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は職務を代行する
- (3) 幹事は役員会を構成し、会務を分担し執行する
- (4) 監査役は本会の会計および資産を監査する

(会議)

第13条 会議は総会及び役員会とする。

第14条 総会は原則として年1回定期的に行い、役員会で3分の2の承認の下、臨時総会を開催できる。臨時総会は電子メール等により開催することもある。総会では以下について審議および協議する。審議で賛否同数の場合には、会長が賛否を決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算の承認
- (2) 規約の変更
- (3) その他の重要事項

第15条 通常役員会は毎年1回、臨時役員会は適宜、会長により招集開催される。以下の事項について議決する。役員会は委任状を含め役員数の過半数をもって成立する。臨時役員会は電子メール等により開催することもある。役員会では以下について審議および協議する。審議で賛否同数の場合には、会長が賛否を決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会務執行に関する事項
- (3) その他の重要事項

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(所在地)

第17条 本会の所在地を、〒980-8575仙台市青葉区星陵町2番1号 東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設に置く。

(事務局)

第18条 事務局を、〒980-8575仙台市青葉区星陵町2番1号 東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設に置く。

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は平成5年7月10日とする。

(その他)

第20条 賛助会員の議決権の行使は代表者一人だけとする。

付則 この会則は平成5年7月10日より施行する。

付則 この会則は平成23年11月18日より施行する。

付則 この会則は平成24年11月16日より施行する。

付則 この会則は平成27年11月20日より施行する。

付則 この会則は平成30年 7月20日より施行する。

付則 この会則は令和元年12月13日より施行する。

付則 この会則は令和8年1月19日より施行する。